

上 法 説

昭和46年7月に環境庁が設置され、それまで厚生省国立公園部で行われていた自然公園、温泉及び国民公園に関する行政と、林野庁で行われていた野生鳥獣の保護及び狩猟関係の行政が統合され、自然保護行政として環境庁で一元的に推進されることとなった。ここでは、この自然保護行政の概要を、法制度、組織及び税制等の観点から概括する。

1. 法制度の概要

(1) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)

(沿革)

昭和40年代、日本では高度経済成長の裏面に無秩序な開発による自然破壊が進行しつつあった。これに対し、自然保護関連の法律としては自然公園法など限定された範囲を対象とするものしかなく、自然環境の適正な保全を総合的に推進するための新たな法制度の整備を行ったものである。

(制度の概要)

本法は、自然環境保全の基本法的部分と実施法的部分を併せ持つ。前者の規定により、自然環境保全のための基本方針の策定及び自然環境の基礎調査を行うこととしている。また後者の規定により、すぐれた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域に指定し、その保全のため工物物の建築等各種開発行為を環境庁長官等の許可等にかからしめている。

(2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)

(沿革)

すぐれた自然の風景地の保護と利用について国家的な立場で適切な施策を行うため、昭和6年「国立公園法」が制定された。本法は、その後都道府県自然公園制度等を取り入れ、「自然公園法」に改められた。

(制度の概要)

自然公園のうち、我が国を代表するすぐれた風景地は国立公園として国が指定・管理を行い、

それに準ずる自然の風景地は国定公園として国が指定し、都道府県が管理を行い、地域を代表する風景地は都道府県立自然公園として都道府県が指定・管理を行っている。

自然公園の保護と利用を適正に行うため、各公園ごとに、「公園計画」を定めている。公園計画には、「特別保護地区」「第1種・第2種・第3種特別地域」「普通地域」に地域を区分し風景に支障を及ぼす各種行為の規制等を行うための「保護計画」と、自然公園利用のための施設の計画的な整備等を行うための「利用計画」がある。

自然公園内には多くの民有地が含まれていることから、自然公園を保護するために、公園計画に従い、工物物の建築等各種開発行為を環境庁長官又は都道府県知事の許可にかからしめている。

また、自然公園の適正な利用を促進するため公園計画に従い、国、地方公共団体及び民間事業者により、宿舍事業や道路事業等各種公園事業を行うこととしている。

(3) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)

(沿革)

本法の前身は「狩猟法」であり、狩猟の適正化による公共の安寧秩序の維持を主な目的としていたが、その後鳥獣保護区制度等を取り入れ鳥獣の保護管理へ重点を移してきた。

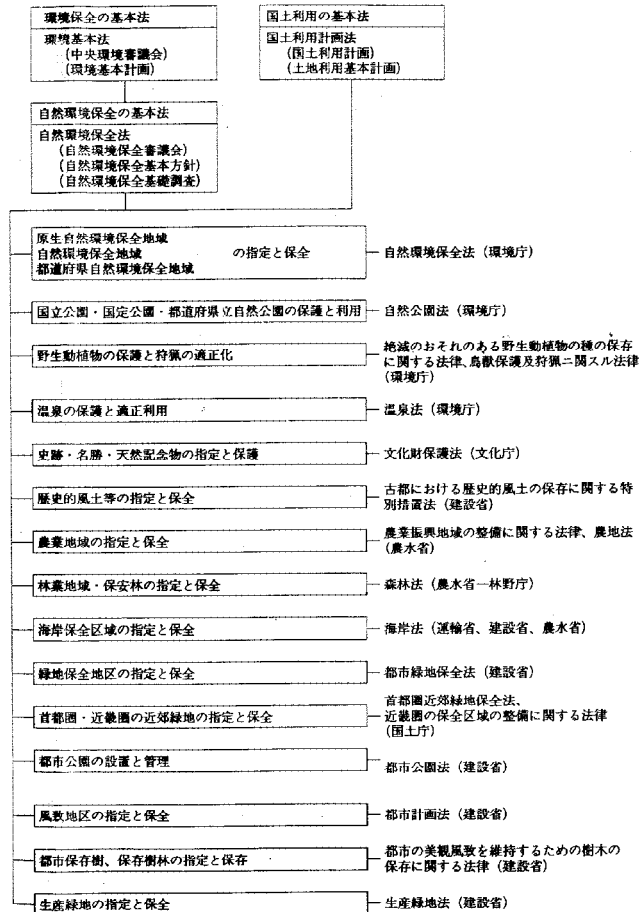
(制度の概要)

都道府県知事は「鳥獣保護事業計画」を策定し、それに基づいて各種鳥獣保護事業を行うこととしている。

また、狩猟の適正化のため、狩猟を行うに際し狩猟免許の取得等を義務付け、狩猟期間、捕獲手段、捕獲個体数等を規制している。

さらに、環境庁長官の定めた狩猟鳥獣以外の鳥獣を禁止し、それ以外の捕獲については学術研究、有害駆除等特別な理由があるもののみ環境庁長官等の許可を得て行えることとしている。鳥獣の保護策を図るべき地域については鳥獣保護区に指定し、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の繁殖に必要な対策を行うこととしている。また

自然環境保全に関する法制度の体系



3. 多様な自然の体系的保全

自然環境保全地域における保全

自然環境の保全を図るため、国は、「自然環境保全法」の規定に基づき、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域を指定することができることとされている。

また、都道府県においても、条例に基づき、都道府県自然環境保全地域を指定することができることとされている。

1. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域とは、その区域における自然環境が、人の活動によって影響を受けることなく原生の自然状態を維持している地域で、環境庁長官により指定される。

現在、遠音別岳(北海道)、十勝川源流部(北海道)、南硫黄島(東京都)、大井川源流部(静岡県)、屋久島(鹿児島県)の5地域が指定されている(資料236ページ:原生自然環境保全地域)。

原生の自然環境保全地域の保全に当たっては、原生の状態を維持するため、原則として当該地域内において人為による改変を禁止するとともに、当該地域の保全の措置としては、保全計画を定め、それに基づいて立入制限地区の指定(現在指定地区1カ所:南硫黄島全域)、保全事業の執行が行われるとともに、学術研究のその他の公益上の事由により、特に必要と認めて許可した場合等の外は、①工作物の新築、②土地の形質の変更、③鉱物の掘採、土石の採取、④水面の埋立、⑤木竹の伐採等の行為が禁止されるのはもちろん、家畜の放牧、たき火、落ち葉の採取等、何らかの形で自然環境に変化を及ぼす行為は禁止されている。

2 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、原生自然環境保全地域以外の区域のうち自然環境を保全することが特に必要なもので、環境庁長官により指定される。自然環境保全法では、その指定要件を次のように規定している。

- ① 高山性植生または亜高山植生が、相当部分を占める森林または草原の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む)で、その面積が1,000ha以上のもの。
- ② すぐれた天然材が相当部分を占める森

林の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む)で、その面積が100ha以上のもの。

③ 地形若しくは地質が特異であり、または特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域で、その面積が10ha以上のもの。

④ 動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域で、その面積が10ha以上のもの。

⑤ 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域で、その面積が10ha以上のもの。

⑥ 植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地または学術的価値を有する人口林が相当部分を占める森林の区域でその面積が10ha以上のもの。

これらの指定要件を満たす地域として、現在、大平山(北海道)、白神山地(青森県、秋田県)、早池峰(岩手県)、和賀岳(岩手県)、大佐飛山(栃木県)、利根川源流部(群馬県)、笹ヶ峰(愛媛県)、白髪岳(熊本県)、稲尾岳(鹿児島県)、崎山湾(沖縄県)の10地域が指定されている(資料236ページ:自然環境保全地域)。

これらの地域における保全の措置としては、保全計画を定め、同計画に基づいて、その自然環境の特質に応じ、「特別地区」、「海中特別地区」及び「野生動植物保護地区」が指定できるとともに、これらの地区ごとに、一定の行為について環境庁長官の許可を要するものとされている。

また、これらの地域に含まれない普通地区については、一定の行為が届出を要するものとされ、当該届出行為について着手制限期間の制度が設けられている。

3. 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域は、自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該自然環境を保全することが特に必要なものについて、都道府県が条例に基づいて指定する。この地域における規制は、自然環境保全地域の規制の範囲内で条例に定めるところによるものとされている。また、当該地域の中に特別地区を指定しようとするときは、環境庁長官との協議が必要である。

都道府県自然環境保全条例は、全都

道府県において制定されており、都道府県自然環境保全地域の指定は、平成12年(2000)3月31日現在で45都道府県、524カ所で行われており、その面積は合計7万3,739haに及ぶ。

自然公園における保全

自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする地域制の公園である。近年、国民の自然とふれあうことに対する欲求が高まり、自然公園を訪れる人が増えており、平成10年(1998)の利用者数は約10億人となっている。こうした国民のニーズや社会情勢の変化等に対応するため、自然環境の保全を図るとともに、自然観察や野外レクリエーション等の自然とふれあえる場の整備が必要である(図2-3-1、表2-3-1)。

1. 自然公園の指定

自然公園には、次の3種がある。

(1) 国立公園

わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であって、環境庁長官が関係都道府県及び自然環境保全審議会の意見を聴き、区域を定めて指定するもの。

(2) 国定公園

国立公園の風景に準ずるすぐれた自然の風景地であって、環境庁長官が関係都道府県の申し出により、自然環境保全審議会の意見を聴き、区域を定めて指定するもの。

(3) 都道府県立自然公園

すぐれた自然の風景地であって、都道府県が条例の定めるところにより、区域を定めて指定するもの。指定状況及び面積については、資料381ページ:自然公園面積等、382ページ:国立公園、384ページ:国定公園。

2 海中公園地区

海中公園制度は、海中の景観を維持するため、国立・国定公園の海面の区域内において、国立公園においては環境庁長官が、国定公園においては都道

